

野焼きは法律で 禁止されています!

廃棄物(ごみ)を屋外で燃やす行為(野焼き)は、平成13年4月から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則として禁止されています。
野焼きは苦情の原因になるだけでなく、家屋や山林に燃え広がり火災につながるおそれもあるので、ごみは正しく分別して指定された日にごみ収集場所へ出してください。

野焼きの具体例



地面でそのまま

ブロック積み

ドラム缶

一斗缶類

ドラム缶に煙突が付いた程度

※ 二重扉や助燃バーナーを備え、800℃以上を保つことができるなど一定の基準を満たしたもののみ使用可能

実際に住民から寄せられた声

- 近所で草木を燃やして煙たい
- 煙で窓を開けられない
- 洗濯物に臭いがついて困る
- 体調の悪い人がいるので困る

など

罰則

野焼きをした人には5年以下の懲役、1000万円以下の罰金(法人は3億円以下)のいずれか、または両方が科せられます。

「昔から燃やしている」「自分一人くらいならいいだろう」と簡単に考えて罰則を受けるケースもありますのでご注意ください。

みんなで協力して、快適な生活環境を守りましょう!

野外焼却(野焼き) Q&A

Q 家庭から出るごみや廃材、剪定した樹木・刈り草を簡易焼却炉などで焼却できますか？

A 禁止されています。なお、例外的に認められる場合（農業などでやむを得ず行われる焼却やたき火など）であっても、近隣住民に事前に周知した後で、できるだけ乾燥した物を少量ずつ焼却するなど、周囲に配慮して焼却してください。

Q 野焼きはなぜいけないのですか？

A 野焼きは、その煙が悪臭や大気汚染（PM2.5など）の原因となるため、周辺住民に大変な迷惑となります。

また、野焼きでは焼却温度が200度～300度程度にしかならないため、燃やすものによっては、ダイオキシン類などの有害物質発生の原因となります。

Q ごみはどうやって処分するのですか？

A 廃棄物の種類に応じて、「燃やすごみ」「資源ごみ」「粗大ごみ」としてごみ集積場所へ出してください。詳しくは、各戸に配布されている「ごみの分け方・出し方」を確認してください。

Q 消防署へ届出を行ったので、野焼きはできますか？

A 禁止されています。消防署への届出制度は、火災予防の観点から設けられたものであり、届出によって野焼きが合法化されるわけではありません。

Q いったいどんな場合に野焼きは認められますか？

A 以下の場合には、野焼きの例外とされていますが、①燃やす量は、煙や臭いが近所の迷惑にならない程度の少量にとどめる、②風向きや強さ、時間帯を考慮する、③草木などはよく乾かし煙の発生量を抑えるなど、周囲の環境に配慮するとともに、必要に応じて消防署への届出を行ってください。

【例外】

- 1 左義長等の風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却
- 2 焼畑や畦草、魚網に付着した海産物など農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ない焼却
- 3 落ち葉等のたき火、キャンプファイヤー等その他日常生活を営む上で通常行われるもので、軽微な焼却

※ ただし、プラスチックやビニール、発泡スチロールなどを混ぜて燃やさないでください。